

(お知らせ)



手話で御意見を  
御提出いただけます！

京都市会マスコットキャラクター  
またきち マタリーヌ

平成28年2月8日

市会事務局

(担当：調査課 ☎222-3697)

## 「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例（案）」に関する手話による 意見提出の受付及び意見提出希望者の募集について

京都市会では、現在、「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例（案）」に対する市民の皆様の御意見を募集しています。

意見の提出は、郵送や電子メール等、文書によることとしておりましたが、京都市聴覚障害者協会から、手話による意見提出の実施についての要望があったことを踏まえ、日本語文書をコミュニケーションツールとして十分に活用することができない方の方に、より丁寧に対応するため、この度、手話による意見提出を受け付けることとしました。

つきましては、下記のとおり意見提出希望者を募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 意見提出の受付の概要

1人当たりの所要時間は、約1時間を予定しています。

受付の概要は、おおむね以下のとおりです。

##### (1) 条例案の概要説明（希望される方のみ）

職員が口話で条例案の概要説明し、手話通訳者が手話で意見提出者の方に通訳します。

##### (2) 「手話」による意見申出

意見提出者が手話で意見を表明し、手話通訳者が口話で職員に通訳したうえ、職員が意見内容を文書化します。

##### (3) 「手話」による内容の確認

職員が文書を読み上げ、別の手話通訳者が手話で意見提出者に通訳し、内容を確認していただきます。内容確認後、意見を文書で御提出いただきます。

## 2 募集の要領

### (1) 応募資格

郵送，FAX，持参又は電子メールによる意見提出が困難で，かつ，手話での意見提出を希望される方

※ 代理人の方により応募していただくこともできます。

### (2) 募集定員

10名

※ 定員を超えた場合は抽選を行う場合があります。抽選の結果は，平成28年2月16日（火）以降に，個別にお知らせします。

### (3) 募集期間

平成28年2月8日（月）～2月14日（日）【必着】

### (4) 応募方法

申込書（別紙）に必要事項を記入のうえ，郵送，FAX，持参又は電子メールにより応募してください。

※ 応募締切日から実施日までの期間が短いことから，なるべく郵送以外の方法で応募してください。

※ 御意見を提出いただく場合，その日時の通知が，実施の直前となりますことをあらかじめ御了解のうえ，希望日時を選択するように御留意ください。

### (5) 手話による意見募集の実施日時・場所等

ア 日時

平成28年2月18日（木）・19日（金）

※ 時間は，意見提出者確定後に，個別にお知らせします。

イ 場所

市会モニター視聴室（京都市役所本庁舎2階）